

# 新たにテナントを使用する皆様へ

店舗等の入居の際、建物全体又は建物の一部を使用しようとする方は、消防署に届出が必要になります。

《火災予防条例第56条、第56条の2》



まず、「テナント入居の流れ」を確認しましょう。

●店舗等の修繕、模様替え、間仕切り変更等の工事を行う場合

⇒「テナント入居のながれ」①～④

●居抜き（前のテナントが使用していた設備、什器、備品をそのまま使用し、工事は行わない）の場合

⇒「テナント入居のながれ」①③

## テナント入居のながれ

### ① 事前相談

入居が決まった段階で、消防関係法令の適否や必要な消防用設備等（消火器、自動火災報知設備、誘導灯など）の設置の有無について、消防署に相談してください。

### ② 店舗等の修繕、模様替え、間仕切り変更等の工事を行う場合は、工事を始める7日前までに消防署に**防火対象物工事等計画届出書**を届け出ます。

※居抜きの場合は不要

### ③ 店舗等のオープンの7日前までに消防署に**防火対象物使用開始届出書**を届け出ます。

このほか、消防用設備等設置届などの提出が必要な場合もあります。

### ④ 使用検査の実施

届出された書類と相違ないか消防職員が現地で検査を行います。

## 届出に必要な添付書類

- 防火対象物工事等計画届出書：東京消防庁のホームページからダウンロードできます。
  - 防火対象物使用開始届出書：東京消防庁のホームページからダウンロードできます。
  - 防火対象物概要表：東京消防庁のホームページからダウンロードできます。
  - 案内図：建物付近の地図
  - 平面図：入居する階の全体平面図と、入居する部分の平面図（出入口や窓、間仕切り、什器、火気設備等の配置が記載されたもの）
  - 室内仕上表：壁・天井・間仕切り壁の材質、仕上げ材（不燃・準不燃）
- ※ 必要に応じて立面図・断面図・展開図・建具表・火気設備を設置する場合は厨房配置図、厨房設備の仕様書、排気ダクト図、等を添付してください。
- 収容人員（消防法で算定した人員）を添付書類に記載してください。
  - 排煙計画（建築基準法）：自然排煙（排煙窓等の有効開口部の計算）か建築基準法の告示による（排煙設備不要とする根拠条文）

## 事前相談について

- 来署する前に電話で日時の予約をしてください。
- 相談時間は30分以内となりますので、具体的な相談内容をあらかじめご用意ください。
- 建築に関する内容（店舗等の修繕、模様替え、間仕切り、屋外に面する開口部や共用廊下等に面する開口部の変更等）は、事前に建築士にご相談ください。

## 事前相談の予約・お問合せ

成城消防署予防課予防係 電話 03-3416-0119（代表）

※所在地が下記の町名で建物の延面積が1000㎡未満の場合は、成城消防署予防課予防係ではなく、出張所が相談窓口となりますので、そちらにご連絡ください。

出張所	電話番号	町名
千歳出張所	03-3484-0119	船橋、千歳台、八幡山、粕谷、祖師谷
烏山出張所	03-3307-0119	南烏山、北烏山、上祖師谷、給田

申請様式はこちらから  
ダウンロードできます。

